平成２２年（フ）第１９４５号
北海道北広島市大曲緑ヶ丘５丁目12番地７　椎の実２番館205号
債務者　菊地　美好
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９４６号
北海道北広島市大曲緑ヶ丘５丁目12番地７　椎の実２番館205号
債務者　菊地ひとみ
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９５２号
札幌市東区北30条東１丁目４番14号　コーポ古田201号
債務者　本間　恵子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９７４号
札幌市中央区北４条西19丁目１番地４　シャトーム北４条301号
債務者　清水畑愛子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９７９号
札幌市白石区本郷通１丁目南４番23号　メゾンパークス１－Ｃ号
債務者　西田　耕二
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２００４号
札幌市中央区北３条西30丁目３番13―103号
債務者　小澤　俊一
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２００９号
札幌市北区北38条西８丁目１番24号　ハイツフランセ38―103号
債務者　山下　愼二
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０１４号
札幌市西区二十四軒３条４丁目４番６号　ＨＯマンション101号
債務者　小川　宗一
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０１７号
北海道石狩市花川北３条３丁目６番地　公団住宅３―204
債務者　引地みつえ（旧姓二口・足立）
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０２５号
札幌市手稲区富丘１条４丁目４番４―405号
債務者　三原　優子（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２号
北海道網走市鱒浦５丁目４番11号
債務者　山内　純一
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第３８６号
盛岡市東仙北１丁目34―305号
債務者　櫻庭　　勝
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３８７号
秋田県鹿角市花輪字下タ町104番地
債務者　櫻庭　妙子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３９５号
盛岡市西仙北２丁目14番20号　コーポ佐藤２号館201号
債務者　滝沢　　恵
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４１８号
岩手県岩手郡岩手町大字川口第９地割44番地１　シティハイムフローラＤ棟202号
債務者　佐藤江梨子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４２７号
盛岡市緑が丘１丁目９番２号　グリーンハイツＵ・Ａ102号、旧住所盛岡市山岸３丁目15番39号
債務者　木村　歌織
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４３１号
岩手県紫波郡紫波町桜町字才土地30番地２
債務者　三浦　政彦
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　盛岡地方裁判所第２民事部